受験地　高松

5002	高尾　　司	5010	中島　　仁
5011	黒川　好宏	5013	松田　栄作
5021	坂田　弘美	5028	山下　和慶
5030	白神　佳明	5034	村本　英民
5048	埴淵　素史	5057	下村　貴之
5062	松坂　諭志	5104	橘　　秀明
5127	横山　　淳	5135	渡部　真一
5140	真鍋　　悠	5218	浦上　　優
5229	青山　泰士	5252	田岡　拓次
5263	矢野　貴之	5276	磯﨑　淳子
5289	天野　秀紀	5306	曽我部和也
5312	笹山　　聡		

海事代理士試験合格者

平成24年海事代理士試験の合格者を次のとおり決定したので、海事代理士試験規程（昭和26年運輸省令第81号）第５条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 12 月 14 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

（北海）	4	（北海）	18	（東北）	5
（東北）	6	（東北）	11	（東北）	15
（関東）	1	（関東）	15	（関東）	16
（関東）	17	（関東）	18	（関東）	19
（関東）	21	（関東）	24	（関東）	27
（関東）	28	（関東）	31	（関東）	32
（関東）	37	（関東）	38	（関東）	45
（関東）	46	（関東）	47	（関東）	48
（関東）	59	（関東）	62	（関東）	67
（関東）	68	（関東）	69	（関東）	73
（関東）	76	（関東）	81	（関東）	82
（関東）	87	（関東）	90	（関東）	93
（関東）	103	（関東）	106	（関東）	107
（関東）	117	（関東）	119	（関東）	125
（関東）	127	（関東）	131	（関東）	135
（関東）	136	（関東）	142	（関東）	156
（関東）	165	（関東）	167	（関東）	177
（関東）	178	（関東）	185	（関東）	194
（関東）	195	（関東）	199	（関東）	209
（関東）	210	（北信）	4	（北信）	5
（北信）	6	（北信）	9	（北信）	10
（中部）	2	（中部）	4	（中部）	5
（中部）	10	（中部）	13	（中部）	14
（中部）	20	（中部）	24	（中部）	30
（中部）	41	（中部）	46	（中部）	48
（近畿）	6	（近畿）	7	（近畿）	10
（近畿）	11	（近畿）	22	（近畿）	24
（近畿）	25	（近畿）	34	（近畿）	39
（近畿）	56	（近畿）	57	（近畿）	62
（近畿）	64	（近畿）	68	（近畿）	79
（神戸）	3	（神戸）	4	（神戸）	6
（神戸）	9	（神戸）	13	（神戸）	16
（神戸）	17	（神戸）	18	（神戸）	21
（神戸）	22	（中国）	3	（中国）	6
（中国）	9	（中国）	12	（中国）	21
（四国）	2	（四国）	4	（四国）	6
（四国）	13	（四国）	18	（九州）	1
（九州）	3	（九州）	5	（九州）	12
（九州）	17	（九州）	23	（九州）	37
（沖縄）	8	（本）	2	（本）	3
（本）	4	（本）	5	（本）	8
（本）	9	（本）	14	（本）	16
（本）	17	（本）	18		

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１５号

山形県長井市時庭825番地
債務者　大場　勝仁
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１４０７号

広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地　リプルマンション湯来620号室、申立時の住所広島市中区千田町１丁目３番２号
債務者　島の香こと　豊島　清子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０８号

広島市中区舟入南５丁目５番18―206号、申立時の住所広島市中区千田町１丁目３番２号
債務者　島の香こと　豊島　秀勝
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０１１号

広島市佐伯区楽々園３丁目11番30―103号
債務者　石合　芳美
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４３号

広島市佐伯区利松３丁目27番７号
債務者　中本　博道
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１８号

広島市安佐南区長束４丁目12番38号
債務者　冨田興一郎
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷本　素子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６８２号

福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目52番地
債務者　藤本　正光
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井口　夏貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８０号

福岡県太宰府市吉松２丁目９番11―501号
債務者　光澤　納人
１　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　里美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３３号

北海道名寄市西４条南10丁目16番地３　ｃｏｃｏｎａｔｓｕ102
債務者　潮田　干城
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成川　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７７３号

福岡市南区長丘３丁目７番11号
債務者　福田　　昭
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上村　　武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部